

# 「消費者基本計画」の検証・評価と見直しについて

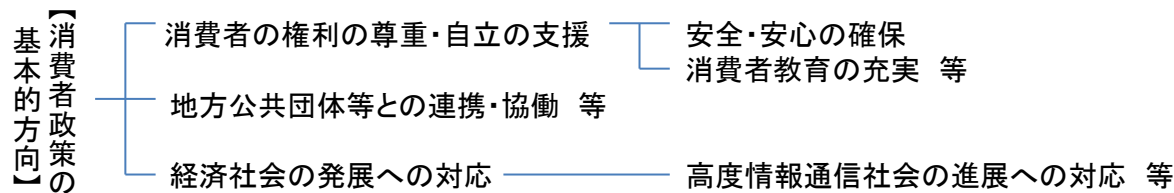
【参考】

平成23年7月  
消費者庁

## 1. 【消費者基本計画】※(平成22年3月30日閣議決定)

毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況を検証・評価し、必要な見直しを行い、閣議決定・公表。⇒翌年度の施策に確実に反映。

※ 消費者基本法に基づく、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画  
(平成22年度～26年度)  
各府省庁等が実施する171の具体的施策を記載(消費者庁関係は75施策)



## 2. 検証・評価

### 【平成22年度に実施済みの主な施策】

- ①PIO-NETの利用範囲の拡大(施策1番)  
⇒ 経済産業局、公正取引委員会地方事務所等に配備
- ②子どもの事故防止(施策9番)  
⇒ 使い捨てライター等の事故防止機能を義務化(22年11月)
- ③トランス脂肪酸等の栄養成分表示の在り方(施策73番)  
⇒ 指針の取りまとめ・公表(23年2月)
- ④消費者教育の体系化(施策87番)  
⇒ 消費者教育推進会議を開催(22年11月～)
- ⑤「集中育成・強化期間」中の地方消費者行政支援(施策121番)  
⇒ 地方消費者行政活性化基金について、消費生活相談員の処遇改善への活用など、運用を見直し(22年8月)

## 3. 計画の主な見直し

### ☆【消費者事故の独立・公正・網羅的な調査機関】(施策13番)

- ・検討会の取りまとめを踏まえ、具体的な施策を新たに追加
  - ・生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備
  - ・消費者事故等の調査の公正・独立についての評価等の機能を果たすための体制を整備 等

### ☆【食品表示の一元化】(施策69番)

- ・平成24年度中の法案提出を目指す旨を実施時期に明記

### ☆【消費者被害救済制度の検討】(施策110番)

- ・平成24年常会への法案提出を目指す旨を実施時期に明記

### ☆【国民生活センターの在り方の見直し】(総論第2-2(4)、施策119番等)

- ・消費者庁の機能を強化する中で、消費者行政全体の機能強化の観点から、各機能を消費者庁へ一元化することを含め、法人の在り方をさらに検討する旨を記載

### ☆【「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援】(施策122番)

- ・平成23年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組む旨を実施時期に明記

### ☆【インターネット消費者取引における被害抑止・救済】(施策153番)

- ・検討会の取りまとめを踏まえ、具体的な施策を新たに追加
  - ・決済代行業者に係る分かりやすい表示の仕組み作り
  - ・広告表示に対するネット上の監視活動の強化 等

### ☆【新規の項目】

- 東日本大震災への対応について、必要となる各施策を適切に実施する旨を追加(総論)
- 規制仕分け対象項目であるマンション投資への悪質な勧誘、貴金属等の訪問買取に対する取組を、具体的施策として新たに追加

# 「消費者基本計画」の主な見直し①

## 【各論】

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13 事故調査機関	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。	消費者庁 関係省庁	実施済み。(平成 23 年5月「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ) 施策番号 13-2、13-2-2、13-3 を進めます。

新設	13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁、警察庁 法務省、経済産業省 国土交通省 関係省庁等	体制整備について、平成 23 年度中に必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。
	13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	速やかに検討を行い、施策番号 13-2 の体制の整備に反映します。
	13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	平成 23 年度中に必要な検討を開始します。

## 【各論】見直し前

69 食品表示の一元化	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	消費者庁	平成 22 年度から検討を開始し、平成 23 年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。
110 被害救済	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を没収し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	平成 22 年夏を目途に論点の整理を行い、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得ます。
122 集中育成・強化期間後の地方消費者行政支援	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行います。	消費者庁 関係省庁等	平成 22 年度中に結論を得ます。
153 インターネット取引	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	消費者庁 総務省 経済産業省	平成 22 年度中に結論を得ます。

## 見直し後

具体的施策	担当省庁等	実施時期
		食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。
		平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成 24 年常会への法案提出を目指します。
…支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。		平成 23 年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組みます。
		実施済み。 (平成 23 年3月に「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」を取りまとめた。)

新設	153-2	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営	消費者庁 総務省 経済産業省	①及び⑤:平成 23 年度中に開始します。 ②平成 23 年度中に実施します。 ③継続的に実施します。 ④平成 23 年度中に着手します。
----	-------	--	----------------------	--

「消費者基本計画」の主な見直し②

【国民生活センター関係】

**【総論】見直し前(第2-2(4)【P8】)**

また、国民生活センターについて、消費者相談の充実、商品テスト機能の強化、啓発活動の推進によって、消費者トラブルの予防、消費者被害の救済や被害の再発防止を担う中核機関として同様に点検を行い、その体制の整備に努めます。

**見直し後**

また、国民生活センターについては、消費者庁の機能を強化する中で、消費者行政全体の機能強化の観点から、各機能を消費者庁へ一元化することを含め、法人の在り方をさらに検討します。

**【各論】見直し前**

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
119 消セン 支援	消費者から直接受ける相談やそれに伴うあっせんについては体制を強化し、消費生活センターからの経由相談については各地相談窓口を支援するため、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	国民生活センター	継続的に実施します。

**見直し後**

具体的施策	担当省庁等	実施時期
消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経由相談を強化するとともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットライン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組み、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	消費者庁	

○全体で 66 施策の見直し（消費者庁関係：41 施策）

○新規に 6 施策追加（消費者庁関係：6 施策）

【新規の項目】

○東日本大震災への対応

**【総論】第2【P3】**

取組を進めるに当たり、平成23年3月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。

○マンション投資への悪質勧誘

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
44 (新)	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得ます。	消費者庁 国土交通省	省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討し、結論を得て、措置を講じます。 法的措置については平成23年度中に検討し結論を得ます。

○訪問買取り

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
44-2 (新)	① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	消費者庁 警察庁 経済産業省	①平成23年度中できる限り早期に措置を講じます。 ②平成23年度中に検討し結論を得ます。